

■殺虫剤：農業用

マクロライド系

コロマイト[®]水和剤

登録番号：19656
 毒性：－
 消防法：－
 有効年限：5年

成分 ミルベメクチン……2.0%
 物理的・化学的性状 類白色水和性粉末45 μ m以下

包装：500 g × 20

◆特長

- 天然物（微生物生産物）由来の殺ダニ剤です。
- 各種のハダニ類に高い活性を示します。
- 成虫、幼虫、卵いずれのステージに対しても低薬量で高い殺ダニ、殺卵活性を示します。
- 他剤抵抗性のハダニに対しても安定した高い効果を示します。
- 温度に対する影響を受けにくく、速効的に作用します。

◆適用と使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	ミルベメクチン を含む農薬の 総使用回数	
か ん き つ	ハダニ類 チャノホコリダニ ミカンキジラミ	2,000倍	500～700 ℓ / 10 a	収穫7日前 まで	2回以内	散布	2回以内	
	ミカンサビダニ	2,000～ 3,000倍						
り ん ご な し	ハダニ類	2,000倍	400～700 ℓ / 10 a	収穫前日 まで	1回		1回	
い ち じ く			200～700 ℓ / 10 a	収穫7日前 まで	2回以内		2回以内	
ぶ ど う								
す い か								
メ ロ ン								
き ゆ う り な す								
い ち ご	ハダニ類 シクラメンホコリダニ	2,000倍	100～300 ℓ / 10 a	収穫前日 まで	2回以内		2回以内	
ふ き								
食 用 ぎ く	ハダニ類				1回	1回		
き く								
げ っ き つ	ミカンキジラミ				100～200 ℓ / 10 a	発生初期	2回以内	2回以内
ば ら								
り ん ど う	ハダニ類	100～500 ℓ / 10 a						

作物名	適用場所	適用 病害虫名	使用量	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	ミルベクテン を含む農業の 総使用回数
大粒種ぶどう	温室、ガラス室等	ハダニ類	150 g/10 a	15 ℓ/10 a	収穫 7 日前 まで	2 回 以内	常温 煙霧	2 回以内
み か ん	密閉できる場所		200 g/10 a	20 ℓ/10 a				

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

◆注意事項

- (1) ハウスなどの常温煙霧用として使用する場合は下記の注意事項を守ること。
 - ① 煙霧用として使用する場合は、専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。
 - ② 作業はできるだけ夕刻行い、作業終了後 6 時間以上密閉すること。
- (2) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (3) ハダニ類は繁殖が早く、密度が高くなると防除が困難になるので、発生初期に散布おらぬようにていねいに散布すること。
- (4) 本剤の連続散布は、ハダニ類の本剤に対する抵抗性を増加させるおそれがあるので、できるだけ年 1 回の散布とし、他の殺ダニ剤との輪番で使用するすること。
- (5) 高温、乾燥時の散布は薬害のおそれがあるのでさけること。
- (6) 洋なし（ル・レクチェ）に使用する場合は、薬害のおそれがあるので袋かけ後に散布すること。
- (7) なすに使用する場合は、効果を落さず薬害をさけるために、炎天下をさけるべく夕方方に散布すること。
- (8) ぶどうに使用する場合、果実に汚れが生じるおそれがあるので注意すること。
- (9) 蚕に長期間毒性があるので、桑葉にかからないように注意すること。
- (10) ミツバチに対して軽度の影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱に直接かからないようにすること。
 - ② 関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農業使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (11) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用するすること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (12) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

◆安全使用上の注意

- (1) 粉末は眼に対して強い刺激性があるので、散布液調製時には保護眼鏡を着用して薬剤が眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (2) 常温煙霧中はハウス内へ入らないこと。また、常温煙霧終了後はハウスを開放し、十分換気した後に入室すること。
- (3) 街路、公園等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。

◆魚毒性

使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきることを。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。